

議案第13号

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、災害援護資金の貸付利率及び償還方法を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。